ものを投げる

つばを吐く

体をたたく

大声で怒鳴る

理不尽な要求

※業務外のサービス強要など

体に触る

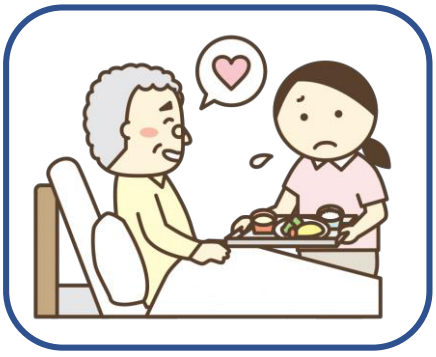

性的な話をする

長時間のクレーム

つきまとう

これらはハラスメント行為です

※相手が脅威、不快だと感じれば、それはハラスメントです。

介護サービス利用にあたっての香美市からのお願い

ハラスメントは、介護サービスの提供を困難にし、かかわった介護職員の心身に悪影響を与えます。
状況によっては、契約条項や重要説明事項に基づき介護サービスの提供が終了となる場合がありますので、ご留意をお願いします。

ハラスメントの具体例

分類	内容	例
(1)身体的暴力	身体的な力を使って危害を及ぼす行為	ものを投げる／つばを吐く／たたく／つねる／手を払いのける／蹴る
(2)精神的暴力	個人の尊厳や人格を言葉や態度によって傷つけたり、おとしめたりする行為	大声を出す／怒鳴る／特定の職員に嫌がらせをする／「この程度できて当然」と理不尽なサービスを要求する／威圧的な態度で文句を言う／無視する
(3)セクシャルハラスメント	意に沿わない性的誘いかけ、好意的態度の要求等、性的いやがらせ行為	必要もなく手や腕をさわる／抱きしめる／ヌード写真を見せる／性的な話をする／下半身を丸出しにする
(4)その他	悪質クレームやストーカー行為など	特定の職員につきまとう／長時間の電話／利用者や家族が事業所に対して理不尽な苦情を申し立てる

高齢化が進み介護需要が高まる一方、
介護人材は不足しています。
ハラスメントによる介護職員の離職を防ぎ、
介護職員が安心して働ける環境を整えることは、
皆さまへの適切な介護サービスの提供につながります。
住み慣れた地域で安心して暮らしていただくために、
利用者一人ひとりが
介護サービスの適切な利用にご協力ください。

発行：香美市高齢介護課
介護保険係
TEL：0887-52-9280